

改正

平成19年12月12日告示第106号

令和4年6月29日告示第116号

令和6年1月24日告示第7号

笠松町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画等（以下「交通計画等」という。）の作成に関する協議及び交通計画等の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、笠松町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町の公共交通政策の推進に関すること。
- (2) 交通計画等の作成及び変更の協議に関すること。
- (3) 交通計画等に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について
- (5) その他生活交通の確保に関する必要な事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、笠松町長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織し、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成する。

- (1) 笠松町長
- (2) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者団体
- (4) 住民又は利用者
- (5) 国土交通省中部運輸局岐阜支局長又はその指名する職員

- (6) 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- (7) 道路管理者
- (8) 交通管理者
- (9) 学識経験を有する者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

- 2 交通会議に会長を置き、会長には笠松町長又はその指名する者を充てる。
- 3 会長は交通会議を代表し、会務を統括する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 交通会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 交通会議は、委任状を含め、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 交通会議の議長は、会長が行う。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
- 5 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 交通会議を欠席する場合は、委任状（別記様式）を提出することができる。
- 7 交通会議は、書面にて協議することができる。
- 8 交通会議は、原則として公開する。

(分科会)

第5条 会長は、第2条各号に掲げる事項について、専門的な協議又は調整を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

(報償費)

第6条 町長は、交通会議に出席した者に対して、予算の範囲内において、報償費を支給することができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 交通会議の庶務は、企画環境経済部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。